

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 一 〇参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者
- 一 〇参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時
- 一 〇参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額
- 一 〇直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)
- 二 〇参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所
- 二 〇参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所
- 二 〇参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 二 〇参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所
- 二 〇参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

ページ

選挙管理委員会

- 〇宮選管告示第八十六号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成二十八年六月二十二日
宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙 長 仙台市青葉区藤松一六番六号 伊 東 則 夫
同職務代理者 仙台市太白区郡山三丁目二番一号 齋 藤 満 保
参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 仙台市宮城野区鉄砲町西二番地の一七 齊 藤 幸 治
同職務代理者 黒川郡富谷町鷹乃杜二丁目一七番九号 平 間 時 子
〇宮選管告示第八十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十八年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙会

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十八年七月十三日 午前十時

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十八年七月十三日 午前十時

〇宮選管告示第八十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

候補者一人につき 金四九、〇八四、四〇〇円

〇宮選管告示第八十九号

平成二十八年六月二十一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合

算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三九、〇五三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四四、〇八一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、六六六	岩沼選挙区	一一、一九二
宮城野選挙区	五二、四三四	登米選挙区	二三、四六六
若林選挙区	三七、一六九	栗原選挙区	二〇、六二七
太白選挙区	六三、一五五	東松島選挙区	一一、二〇三
泉選挙区	六〇、二八三	大崎選挙区	三七、四七五
石巻・牡鹿選挙区	四四、一七八	柴田選挙区	二三、三三八
塩釜選挙区	一五、九一四	亙理選挙区	一三、三一一
気仙沼・本吉選挙区	二三、二二六	宮城選挙区	一四、二三〇
白石・刈田選挙区	一四、二二四	黒川選挙区	二五、三三三
名取選挙区	二〇、九一〇	加美選挙区	九、〇一六
角田・伊具選挙区	一一、八二二	遠田選挙区	一一、〇六八
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六三七		

○宮選管告示第九十号

平成二十八年六月二十一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

三四四、〇八一
○参宮選告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十八年六月二十二日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 伊 東 則 夫

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十八年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十八年六月二十二日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 伊 東 則 夫

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十八年七月七日 午後五時

○参比選告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十八年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 齊 藤 幸 治

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十八年六月二十二日

一 場 所
二 日 時

仙 台 市 青 葉 区 本 町 三 丁 目 八 番 一 号
平 成 二 十 八 年 七 月 七 日

宮 城 県 庁
午 後 五 時

参議院比例代表選出議員選挙

宮 城 県 選 挙 分 会 長

齊 藤 幸 治